

## 別紙 1

### 公共建築物の木造化及び内装木質化の推進に関する基準

#### 第1 目的

上小阿仁村木材利用促進基本方針のうち村の公共建築物の木造化及び内装木質化に関する具体的な判断基準を提示し、地元産木材の利用推進に資することを目的とする。

#### 第2 対象となる建築物

村が新築、増築、改築又は改修する建築物

#### 第3 新築又は改築の場合

##### (1) 木造化について

ア 公共建築物の木造化についての基準は「公共建築物の木造化についての基準」別紙2のとおりとする。ただし、特殊な目的を有する建築物は、この限りでない。

イ 建築基準法上防火地域及び準防火地域において木造化が困難とされる建築物については、別紙2を適用しない。

ウ ア及びイの基準により木造化すべき建築物であっても、他工法と比較して大幅にかかり増しとなる場合や、保安上の理由から木造が困難な場合などは、木造と他工法との混構造等を検討する。

##### (2) 内装木質化について

木造建築物、非木造建築物とも、内装木質化にあたっては、「公共建築物の木質化推進基準」別紙3により可能な限り木質化を図る。

#### 第4 増築の場合

##### (1) 木造化について

増築後の延べ面積を基準として、新築又は改築の場合に準じて木造化に努める。

##### (2) 内装木質化について

木造建築物、非木造建築物とも、内装木質化にあたっては、別紙3により可能な限り木質化を図る。

#### 第5 改修の場合

建築物を改修する場合は、木造建築物、非木造建築物とも、内装木質化にあたっては、別紙3により可能な限り木質化を図る。

#### 第6 地元産木材の使用

木造化及び内装木質化すべき公共建築物については、原則として地元産木材を使用することとする。